

令和 5 年 7 月 6 日  
西日本高速道路株式会社  
関 西 支 社

### 入札参加資格停止措置について

#### 1. 入札参加資格停止業者

| 入札参加資格停止業者       | 住 所 |                  |
|------------------|-----|------------------|
| ヤマダイインフラテクノス株式会社 | 元 請 | 愛知県東海市名和町二番割 5-1 |

#### 2. 入札参加資格停止期間 :

令和 5 年 7 月 6 日から令和 5 年 8 月 19 日まで（1 カ月 2 週間）

#### 3. 入札参加資格停止措置対象地域 : 地域 1

#### 4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「近畿自動車道 淀川橋他 2 橋塗替塗装工事」において、令和 5 年 5 月 23 日、コンクリート型枠用合板を、ユニックで高水敷から吊足場上へ荷揚げしていた際、合板がバランスを崩し、荷台上にいた作業員に落下、被災したもの。

#### 5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成 17 年 11 月 30 日付要領第 96 号）」別表第 1 第 7 号に該当する。

#### （参考 1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

| 措 置 要 件   | 地 域 及 び 期 間                         |
|---|-------------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>7 会社の発注にかかる工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者事故に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 発生地域について<br>当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内 |

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 契約課

### 地 域 区 分

| 地域 | 都道府県                                      |
|----|---|
| 1  | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2） |
| 2  | 兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）      |
| 3  | 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県                          |
| 4  | 山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 |

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。